

(別紙2)

## 令和8年度デジタル人材育成・マッチング事業実施業務プロポーザル評価要領

「令和8年度デジタル人材育成・マッチング事業実施業務」を委託するに当たり、契約の締結先として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案の審査を下記のとおり実施する。

### 1 審査会の設置

#### (1) 審査会の名称

次世代 IT/DX 推進人材育成・確保プロジェクト実施業務審査会（令和8年度デジタル人材育成・マッチング事業実施業務評価部会）

#### (2) 審査委員

審査委員の人数は、4名とする。

### 2 審査の進め方

企画提案書、見積書及びプレゼンテーションを踏まえ審査を行う。

なお、下記の基準に満たない提案者は失格とし、審査会での審査を行わない。

#### (1) 見積価格が予算額を超えた場合

#### (2) 公募型プロポーザル参加資格要件が欠落していた場合（令和8年度デジタル人材育成・マッチング事業実施業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の2関係）

### 3 選定方法

(1) 各審査委員の評価点を集計し、その点数を合計する方法により得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法）による採点を行うものとする。

(2) (1)により最も優れた順位を得た提案者を、最優秀提案者として選定する。

(3) 最優秀提案者以外の提案者についても、順位付けを行う。ただし、(1)の方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、得点が同点であった場合は、審査委員の協議により順位を決定する。

### 4 審査項目及び評価基準

#### (1) 審査項目及び配点（200点）

評価項目	審査項目	配点
1. 求人企業募集に係る広報及び募集受付、問い合わせ対応	(1) イラストや写真等を使用して理解しやすく、本事業に興味を持ってもらえるような広報物になっているか	30点
	(2) 広報案は求人企業の参加につながる提案となっているか	
	(3) 参加費及び紹介料の設定金額	
2. 就職希望者募集に係る広報及び募集受付、問い合わせ対応	(1) イラストや写真等を使用して理解しやすく、本事業に興味を持ってもらえるような広報物になっているか	20点
	(2) 広報案は就職希望者の獲得につながる提案となっているか	
3. 人材育成プログラムの構成、実施	(1) 提案された実施スケジュールについて、適切な期間が設定されているか	125点
	(2) 業務の実施体制が明示されており、事業が的確かつ円滑に遂行できる体制となっているか	
	(3) プログラムの提供方法は利用しやすい提案となっているか	
	(4) DXスキル標準に掲げる人材類型に基づき、幅広い人材を育成するためのカリキュラムを複数設けているか	
	(5) 「県内IT企業で活躍する際に必要となるデジタルスキルを習得するコース」について、ITスキル標準レベル2（上位者の指導の下に、要求された作業を担当する。プロフェッショナルとなるために必要な基本的知識・技能を有する。）以上のソフトウェアエンジニアが育成できるカリキュラムを設けて	

	<p>いるか</p> <p>(6) 「一般企業において DX を推進できる人材を育成するコース」について、非 IT 企業において必要とされるスキルを分析し、目的の人材が育成できるカリキュラムを設けているか。</p> <p>(7) 受講者の離脱を防ぐ取組を行っているか</p> <p>(8) 学習状況等の把握や助言・指導など伴走支援ができる提案となっているか</p> <p>(9) 取り扱う情報や提供するオンライン学習コンテンツのサービスプラットフォームについて、必要な情報セキュリティ対策が講じられているか</p> <p>(10) キャリアコンサルタントや受講するカリキュラムの提案コーディネートなど、学習段階における伴走支援の体制が充実しているか</p> <p>(11) 求人企業のニーズと受講生の意向及び学習状況を加味するなど県内企業への就職につながる効果的な就職支援（マッチング）を行う提案となっているか</p> <p>(12) その他追加提案がある場合は、その提案の内容が本業務の目的を達成するために効果的か</p>	
4. 提案者の能力等	<p>(1) 本業務と同様又は類似の業務実績があり、その業務において成果（就職実績、情報処理技術者試験の合格実績 等）を挙げているか</p> <p>(2) ISO・TEAS1 種認定事業者か</p> <p>(3) 県内に事業拠点を有するか （支店・営業所を含む）</p>	20点
5. 個人情報の漏えい等の有無	<p>(1) 過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか （減点方式にて評価するが具体的な配点は非公表とする。）</p>	0点
6. 見積価格	<p>(1) 予算額との比較に基づき点数化した見積価格 ※見積価格が低いほど高得点となる評価方式を採用しているが、具体的な計算方法は非公表とする</p>	5点
合計		200点

※項目1から4については審査項目ごとの項目点は各5点満点とし、それぞれに係数（非公表）を乗じた点数を各審査項目の評価点とする。

なお、評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

(2) 評価基準

項目点	評価基準
5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準的である
2点	劣る
1点	非常に劣る
0点	要件を満たしていない、記載がない

5 その他

- (1) 得点が同点であった場合は、見積書の金額等も考慮した上で、審査委員の協議により順位を決定するものとする。
- (2) 実施要領5の(3)に記載のプレゼンテーションを欠席した審査委員があった場合、評価にあたっては、当該委員が事前に評価を行った審査項目についてはその評価点を採用し、評価を行わなかった審査項目については出席した委員の平均点を欠席した委員の評価点とする。また、協議を行う場合は、出席した委員のみで行うこととする。
- (3) 提案者が1者のみの場合は、「6. 見積価格」を除いた得点が、50点以上の者を最優秀提案者として選定する。